

商品概要説明書

ジャックス無担保住宅ローン

2020年4月1日現在

商品名	ジャックス無担保住宅ローン
ご利用いただける方	以下の全ての条件に適合する者とする。 (1) 借入申込時の年齢が満20歳以上、完済年齢満80歳以下の方。 (2) 安定・継続した収入の見込める方。 (3) 原則、団体信用生命共済に加入できる方。 (4) 過去に不渡り、延滞等の事故がなく(株)ジャックスの保証が受けられる方。
資金使途	(1) ご本人がお住まいになる住宅(新築、中古)の購入資金 (2) ご本人が既にお住まいになられている住宅に隣接する土地(道路を挟んだ対面の土地も対象)、または底地の購入資金 (3) 上記(1)または(2)の資金と同時に行うリフォーム資金 (車庫、エクステリア、外構工事、造園等を含む) (4) 上記(1)または(2)の購入に伴う諸費用等の資金 (家具、家電、印紙代、事務手数料、仲介手数料、火災保険料、登記簿登録費用等) ※但し、上記いずれの場合においても違法建築物(既存不適格建築物)、事業性及び転売目的を除く。
融資金額	10万円以上1,000万円以内(1万円単位) ※資金使途(4)の場合は100万円を上限とする。
融資期間	6ヶ月以上20年以内(1ヶ月単位)
融資方法	顧客口座振込 ※但し、工事を伴う場合は工事完了後の振込とする。
融資形式	証書貸付
融資利率	次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(住宅ローンプライムレート)が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート)

	<p>用共済部(電話：0237-55-0910)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよびご利用の保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済の試算については、当JAの融資窓口までお問合せください。</p>

JAみちのく村山